

肝属川水防災意識社会再構築協議会 規約

(名称)

第1条 本会は、「肝属川水防災意識社会再構築協議会」(以下「協議会」という)と称する。

(設置)

第2条 水防法第十五条の九に基づく「大規模氾濫減災協議会」として、「肝属川水防災意識社会再構築協議会」(以下「協議会」)を設置する。

(目的)

第3条 協議会は、「施設では防ぎ切れない大洪水は発生するもの」へと意識を革新し、社会全体で洪水氾濫に備える「水防災意識社会」を再構築するため、関係者が連携して、洪水氾濫による被害を軽減するためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的とする。

(協議会の対象河川)

第4条 協議会は、肝属川、串良川、高山川、始良川、下谷川、その他肝属川水系における指定区間内の一級河川を対象とする。

(協議会の構成)

第5条 協議会は別表1の職にあるものをもって構成する。
2 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
3 事務局は、第1項によるもののほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表1の職にある者以外の者(学識経験者等)の参加を協議会に求める事ができる。

(幹事会の構成)

第6条 協議会に幹事会を置く。
2 幹事会は別表2の職にある者をもって構成する。
3 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
4 幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、防災・減災対策等の各種検討、調整を行うことを目的とし、結果について協議会へ報告する。
5 事務局は、第2項によるもののほか、幹事会構成員の同意を得て、必要に応じて別表2の職にある者以外の者(学識経験者等)の参加を幹事会に求

肝属川水防災意識社会再構築協議会 規約

(名称)

第1条 本会は、「肝属川水防災意識社会再構築協議会」(以下「協議会」という)と称する。

(目的)

第2条 協議会は河川管理者、県、流域の市町が連携・協力して、防災・減災のための目標を共有しハード対策、ソフト対策を一体的、計画的に推進することにより、肝属川水系において氾濫被害などが発生することを前提として社会全体で常に洪水に備える「水防災意識社会」を構築することを目的とする。

(協議会の構成)

第3条 協議会は別表1の職にあるものをもって構成する。
2 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
3 事務局は、第1項によるもののほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表1の職にある者以外の者(学識経験者等)の参加を協議会に求める事ができる。

(幹事会の構成)

第4条 協議会に幹事会を置く。
2 幹事会は別表2の職にある者をもって構成する。
3 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
4 幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、防災・減災対策等の各種検討、調整を行うことを目的とし、結果について協議会へ報告する。
5 事務局は、第2項によるもののほか、幹事会構成員の同意を得て、必要に応じて別表2の職にある者以外の者(学識経験者等)の参加を幹事会に求

めることができる。

(協議会の実施事項)

第7条 協議会は次の各号に掲げる事項を実施する。

- 一 洪水の浸水想定等の水害リスク情報を共有するとともに、各構成員がそれぞれ又は連携して実施している現状の減災に係る取組状況等について共有する。
- 二 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動及び円滑迅速な氾濫水の排水等を実現するために、各構成員がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた地域の取組方針を作成し、共有する。
- 三 毎年、協議会を開催するなどして、地域の取組方針に基づく対策の実施状況を確認する。また、本協議会等を中心として、毎年出水期前にトップセミナーや堤防の共同点検等を実施、情報の共有を図る。
- 四 その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な事項を実施する。

(会議の公開)

第8条 協議会は原則として報道機関を通じて公開とする。

ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。

- 2 幹事会は、原則非公開とし幹事会の結果を協議会へ報告することにより公開と見なす。

(協議会資料等の公表)

第9条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。

ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

- 2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した委員の確認を得た後、公表するものとする。

(事務局)

第10条 協議会の庶務を行うため、事務局を置く。

- 2 事務局は国土交通省九州地方整備局大隅河川国道事務所調査第一課及び鹿児島県土木部河川課に置く。

(雑則)

第11条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関して必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

第12条 本規約は、平成 年 月 日から施行する。

めることができる。

(協議会の実施事項)

第5条 協議会は次の各号に掲げる事項を実施する。

- 一 洪水の浸水想定等の水害リスク情報を共有するとともに、各構成員がそれぞれ又は連携して実施している現状の減災に係る取組状況等について共有する。
- 二 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動及び円滑迅速な氾濫水の排水等を実現するために、各構成員がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた地域の取組方針を作成し、共有する。
- 三 毎年、協議会を開催するなどして、地域の取組方針に基づく対策の実施状況を確認する。また、本協議会等を中心として、毎年出水期前にトップセミナーや堤防の共同点検等を実施、情報の共有を図る。
- 四 その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な事項を実施する。

(会議の公開)

第6条 協議会は原則として報道機関を通じて公開とする。

ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。

- 2 幹事会は、原則非公開とし幹事会の結果を協議会へ報告することにより公開と見なす。

(協議会資料等の公表)

第7条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。

ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

- 2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した委員の確認を得た後、公表するものとする。

(事務局)

第8条 協議会の庶務を行うため、事務局を置く。

- 2 事務局は国土交通省九州地方整備局大隅河川国道事務所調査第一課とする。

(雑則)

第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関して必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

第10条 本規約は、平成28年 6月 2日から施行する。

別表1

肝属川水防災意識社会再構築協議会

九州地方整備局 大隅河川国道事務所長
気象庁 鹿児島地方气象台長
鹿児島県 土木部長
鹿児島県 危機管理局長
鹿屋市長
肝付町長
東串良町長

別表2

肝属川水防災意識社会再構築幹事会

九州地方整備局 大隅河川国道事務所 副所長
気象庁 鹿児島地方气象台 防災管理官
鹿児島県 土木部 河川課長
鹿児島県 危機管理局 危機管理防災課長
鹿児島県 大隅地域振興局 建設部 河川港湾課長
鹿屋市 建設部長
鹿屋市 市民生活部長
肝付町 総務課長
肝付町 建設課長
東串良町 総務課長
東串良町 建設課長

別表1

肝属川水防災意識社会再構築協議会

九州地方整備局 大隅河川国道事務所長
気象庁 鹿児島地方气象台長
鹿児島県 土木部長
鹿児島県 危機管理局長
鹿屋市長
肝付町長
東串良町長

別表2

肝属川水防災意識社会再構築幹事会

九州地方整備局 大隅河川国道事務所 副所長
気象庁 鹿児島地方气象台 防災管理官
鹿児島県 土木部 河川課長
鹿児島県 危機管理局 危機管理防災課長
鹿児島県 大隅地域振興局 建設部 河川港湾課長
鹿屋市 建設部長
鹿屋市 市民生活部長
肝付町 総務課長
肝付町 建設課長
東串良町 総務課長
東串良町 建設課長